

大津市環境美化センター 維持管理に関する計画

大 津 市

1) その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施設 の 計 画 内 容
一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・ごみの供給量については、ごみクレーンで計量後、給じん装置で定量供給を行い、焼却炉への投入量を管理します。 なお、処理能力の制御は、煙突入口での排ガス量及び廃熱ボイラの蒸発量等が所定の数値以上にならないよう、ごみ供給の速度を調整することで、所定量を超えないように管理します。
二 イ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	・ごみはクレーンにて、ピット内のごみを常時均一に混合します。
二 ロ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第4条第1項第7号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りではない。	・燃焼室へのごみの投入は、ごみ投入ホップにおいて、ごみ自身によるマテリアルシールを行うことにより、外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ連続的に行います。
二 ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800℃以上に保つこと。	・二次燃焼室の出口における炉温を摂氏850℃以上に保ちます。
二 ニ 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。	・焼却灰の熱しゃく減量が5パーセント以下になるように焼却します。
二 ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	・炉の立上げ時は、助燃バーナ及び再燃バーナを用いて炉温を速やかに上昇させます。
二 ヘ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	・立下げ時は、助燃バーナ及び再燃バーナを用いて炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
二 ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・炉内の燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を設けており、常時測定し記録します。
二 チ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りではない。	・燃焼室において発生した燃焼ガスを冷却するため、廃熱ボイラ、エコノマイザを集じん器の上流側に設置し、200℃以下に冷却します。

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
二 リ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ記録すること。	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定する温度計及び記録するための装置を集じん器入口部に設けており、連続的に測定し記録します。
二 ス 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	・ 廃熱ボイラにたい積したばいじんは、スートブロワで除去します。 ・ 集じん器で捕集したばいじんは、それぞれの底部に設置するコンベヤにより排出します。
二 ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。	・ 排ガス中の一酸化炭素の濃度（1時間平均）が100万分の100以下となるように、ごみを安定的に処理します。 ・ また、4時間平均においては、100万分の30以下となるように維持管理をします。
二 フ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・ 煙突入口の煙道に一酸化炭素濃度計を設け、連続的に測定し、記録します。
二 ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第2の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように、ごみを焼却します。
二 カ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度を毎年1回以上測定し、かつ記録します。また、ばい煙濃度は6月に1回以上（硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじんは常時）を測定し、かつ、記録します。
二 ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・ 施設の煙突から排出されるガスにより、生活環境保全上の支障が生じないように、継続的に設定した各々の排ガス濃度以下となるよう排ガス処理設備の維持管理を行います。
二 タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障がないようすること。	・ 該当なし（煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却は行いません。）

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
二 レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、第4条第1項第7号チのただし書の場合にあっては、この限りではない。	・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、ばいじん（飛灰）は、飛灰貯槽に貯留します。また、薬剤処理後のばいじん（処理物）を貯留する処理物ピットを設けます。焼却灰（灰）は、加湿後に灰ピットに分離して貯留します。
二 ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度を、その融点以上に保つこと。	・該当なし（ばいじん又は焼却灰の溶融は行いません。）
二 ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・該当なし（ばいじん又は焼却灰の焼成は行いません。）
二 ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	・ばいじんの薬剤処理等を行う際に、ばいじん、薬剤及び水を混練機により、均一に混合します。
二 ナ 固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を構ずること。	・該当なし（固形燃料の受入れはありません。）
二 ラ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。 （1）以降省略	・該当なし（固形燃料の搬入はありません。）
二 ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。	・該当なし（固形燃料の搬入はありません。）
二 ウ 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ラの規定の例による。	・該当なし（固形燃料の搬出はありません。）
二 キ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ（1）又は（2）の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。	・該当なし（固形燃料の搬出はありません。）

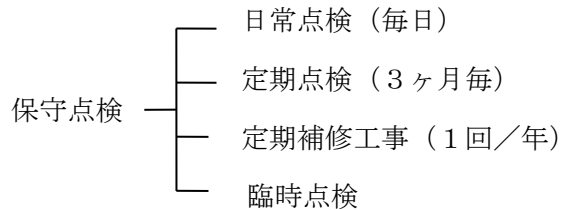
維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
ニ ノ 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。	・該当なし（固形燃料の搬入はありません。）
ニ オ 固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。 （１）以降省略	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ニ ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。 （１）以降省略	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ニ ヤ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合、（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。（１）以降省略	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ニ マ 第４条第１項第７号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ（３）の規定にかかわらず、次のとおりとする。	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ニ ケ 第４条第１項第７号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。 （１）以降省略	・該当なし（固形燃料の保管はありません。）
ニ フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・消防法等に基づき、火災等の予防組織を整備し、その発生を防止するとともに、必要な消火設備を設置します。
三 ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。 以下省略	・該当なし（ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設ではありません。）
四 ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第２号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	・該当なし（ばいじん又は焼却灰の処理施設ではありません。）
五 高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。	・該当なし（高速堆肥化処理施設ではありません。）
六 破碎施設にあっては、次のとおりとする。 イ 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。	・リサイクル施設は、処理物を投入前に受入ヤード及び燃やせないごみ用手選別コンベヤにおいて監視・手選別し、破碎不適物を確実に除去します。

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
ロ 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	・集じん設備を設け、発生した粉じんを吸引して周辺への飛散を防止するとともに、必要箇所に散水装置を設け、適宜散水が行えるものとします。
七 ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。 イ、ロは省略	・該当なし（ごみ運搬用パイプライン施設ではありません。）
八 選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	・選別設備は極力密閉構造とし、かつ集じん設備を設け、発生した粉じんを吸引して周辺への飛散を防止します。
九 固形燃料化施設にあっては、第2号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 イ〜ルは省略	・該当なし（固形燃料化施設ではありません。）
十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	・ごみの飛散防止のため、ごみピットに貯蔵します。ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入します。 ・悪臭発散のおそれのあるごみピット内の空気は、炉運転時には燃焼用空気として吸引し炉に吹込み高温下にて脱臭されます。 ・また、炉停止時には脱臭装置により悪臭を脱臭してから、外部に排出します。
十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	・蚊、はえ等の発生に対して、薬液噴霧装置を設置し、ごみピット内への防虫剤噴霧を行うことにより防止に努める他、構内の清潔を保持します。
十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	・著しい騒音の発生する機器は、専用室に設置するか防音ラギング等の措置を行います。 ・また、振動についても、防振装置を設置するなどの必要な措置を行います。
十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	・プラント系排水は、施設内にある排水処理設備で処理し一部再利用後、下水道放流します。 ・生活系排水については、下水道放流します。

維持管理基準(施行規則第四条の五)	施 設 の 計 画 内 容
十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	・施設の機能を維持させるために日常の保守点検、定期点検及び定期補修工事（オーバーホール）を実施します。 また、定期的に機能検査並びに公害に関する検査を行います。
十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	・ＳＰＣ(特別目的会社)である大津環境テクノロジー(株)を活用し、自ら設置に係る施設の維持管理を行います。 また、ＳＰＣにおいて廃棄物処理施設管理技術者の資格を有する人員を配置し、施設の維持管理を行います。
十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存すること。	・点検、検査を行った年月日及びその結果、点検の結果、施設の機能の維持に必要な措置を講じた年月日及びその内容について記録を作成し、３年間保存します。

2) その他

維持管理は、特に保守点検、定期点検及び定期補修工事（オーバーホール）が必要で、その計画の基本的な考え方を示すものです。



(1) 日常点検

目視による範囲とし、配管中の漏洩、異常振動、騒音、発熱、水位及び計器類の監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行います。

(2) 定期点検

定期点検としては、目視範囲はもとより、腐食、摩耗、灰のつまり等日常点検のできない箇所の点検を行い、清掃及び補修を行います。

また、日常点検時の記録をもとに定期点検を進め、定期点検をより完全なものとしします。

(3) 定期補修工事

1回／年、施設を全停止させて機器の点検、清掃及び補修を行います。

また、この補修工事は、今後1年間は正常運転が出来るための補修工事とします。

なお、定期補修工事の内容については、定期点検時の記録をもとに、補修工事の内容について十分検討を行った上で実施します。

(4) 臨時点検

操業中、重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止させ、臨時に点検を行うもので、本点検が発生しないよう、日常点検、定期点検、定期補修工事を完全に行う必要があります。

表 各種点検と主な実施事項

項 目	炉・排ガス処理設備	送風機・ポンプ類	灰搬送設備	給水・排水設備
日常点検	漏洩、振動、発熱の有無、計器の監視	漏洩、振動、騒音 圧力の確認	漏洩、振動・騒音 の確認	水位、計器類の 確認
定期点検	内側の点検・清掃	腐食、磨耗の確認 内部点検・清掃	腐食、磨耗の有無 チェーンの張り調整	計器類の洗浄
定期補修工事	内側の清掃・補修 部品交換	内部点検・清掃 及び部品交換	内部の点検、清掃 及び部品交換	水槽内部点検 及び部品交換
臨時点検	状況に応じて実施	状況に応じて実施	状況に応じて実施	状況に応じて実施

(5) 公害防止項目の測定頻度

① 排ガス

項 目	測定場所	測定頻度	備考
ばいじん	煙突入口周辺測定座	常時	公害モニタリング装置表示機にて表示
	煙突測定座	2回/年・炉	
硫黄酸化物(SO _x)	煙突入口周辺測定座	常時	公害モニタリング装置表示機にて表示
	煙突測定座	2回/年・炉	
塩化水素(HCl)	煙突入口周辺測定座	常時	公害モニタリング装置表示機にて表示
	煙突測定座	2回/年・炉	
窒素酸化物(NO _x)	煙突入口周辺測定座	常時	公害モニタリング装置表示機にて表示
	煙突測定座	2回/年・炉	
一酸化炭素(CO)	煙突入口周辺測定座	常時	公害モニタリング装置表示機にて表示
	煙突測定座	2回/年・炉	
ダイオキシン類	煙突測定座	6回/年・炉	
水銀	煙突測定座	4回/年・炉	

- ② 騒音 1回/年・炉
- ③ 振動 1回/年・炉
- ④ 悪臭 2回/年・炉
- ⑤ 飛灰処理物 1回/年・炉
- ⑥ 主灰 1回/年・炉